るものにあっては、四十二万千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、七万五十円）とする。

ハ　第三項第三号に掲げる者　十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、八万三千七百円）と、第四十一条第一項第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、四万六千五百円）とする。

第四十二条第七項第三号中「からハまで」を「又はロ」に改め、「当該」を削り、同号イ中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第九項第二号中「及び第三号」を「又は第三号」に改める。

第四十三条第一項第二号中「イからニまで」を「イからヘまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ニ中「前条第三項第四号」を「前条第三項第六号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ヘとし、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第三項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万百円とする。

ハ　前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

第四十三条第一項第三号中「イからニまで」を「イからヘまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ニ中「前条第四項第四号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ヘとし、同号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第四項第二号に掲げる者　十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五十円とする。

ハ　前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者　八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

第四十三条第一項第四号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第四十三条の三第一項第五号中「次項第三号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者」を「第三号適用者であって、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円未満のもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であって、基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上のもの　二百十二万円

三　第三号適用者であって、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの　百四十一万円

第四十四条第一項中「第三項第二号」の下に「から第四号まで」を加え、「、第五項第二号」を「から第四号まで」に、「、第二号ロ及び第三号ロ」を「及び第二号ロからニまで」に、「、第三号ロ及び第四号ロ」を「からニまで及び第三号ロからニまで」に改め、同条第五項中「第二項第二号」の下に「から第四号まで」を加える。

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「又はその被扶養者が療養」を「法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）又はその被扶養者が療養」に改める。

第九条第一項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は第七十六条第二項第一号ニ」を削り、「適用される者」の下に「であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者又はその被扶養者　二十五万二千六百円と、第八条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。